

【議案第64号】

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

1. 改正の背景

平成30年度介護報酬改定において、人材育成の取組の推進による質の高いケアマネジメントの推進を図るため、指定居宅介護支援事業所等の事業の人員及び運営に関する基準が改正され、令和2年度末（令和3年3月31日）までに居宅介護支援事業所における管理者を介護支援専門員から主任介護支援専門員にすることとされましたが、事業所の人材確保に関する状況を考慮した内容の改正省令が公布されました。

2. 改正の内容

（1）管理者要件

現行、令和3年4月1日以降、指定居宅介護支援事業所の管理者となる者は、主任介護支援専門員であることとされるところ、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合、介護支援専門員を管理者とすることができる。

（2）管理者要件の適用の猶予

管理者要件の適用を令和3年3月31日に介護支援専門員が管理者である事業所について、当該管理者が引き続き管理者である場合に限り、令和9年3月31日まで猶予する。

3. 施行日

令和3年4月1日

ただし、上記2.（2）の規定については公布の日から施行

居宅介護支援の管理者要件に係る改正内容について

改正前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (R9.3.31)	令和9年度
	経過措置期間	管理者は主任ケアマネジャーであることが必要						

改正後	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (R9.3.31)	令和9年度
	(1)	令和3年4月以降新たに管理者となる場合（管理者が交替する場合も含む）						
	管理者は主任ケアマネジャーであることが必要							
	ただし、主任ケアマネジャーの確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合、ケアマネジャーを管理者とすることができる。							
(2)	令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者である場合							
経過措置期間	経過措置延長 (令和3年3月31日時点の管理者が管理者を続けることができる)							管理者は主任ケアマネジャーであることが必要

(参考) 主任ケアマネ研修の主な受講要件：専任で実務経験5年が必要